

平成 2 8 年 第 3 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(平成 2 8 年 3 月 2 5 日)

召集年月日 平成28年3月25日(金)

召集の場所 おおい町里山文化交流センター

開会 平成28年3月25日 午後3時57分

閉会 平成28年3月25日 午後4時58分

出席委員(19名)

| | | | | | |
|-----|------------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 山本 修 | 2番 | 山本 治 | 3番 | 小原好一 |
| 4番 | 西 忠彦(会長) | 5番 | 中川啓二 | 6番 | 福井明美 |
| 7番 | 寺本清二 | 8番 | 中嶋義男 | 10番 | 渡辺俊策 |
| 11番 | 東 茂正 | 12番 | 木村正行 | 14番 | 石橋高志 |
| 16番 | 細川正博 | 17番 | 小間美也子 | 18番 | 福尾達雄 |
| 19番 | 藤原義隆 | 20番 | 小畑信幸 | | |
| 21番 | 田中 廣(職務代理) | 22番 | 大下利男 | | |

欠席委員(3名)

| | | | | | |
|----|------|-----|-------|-----|------|
| 9番 | 森口精治 | 13番 | 山下大三郎 | 15番 | 栗谷善一 |
|----|------|-----|-------|-----|------|

出席事務局

| | | | | | |
|------|------|----|------|----|------|
| 事務局長 | 反田志郎 | 次長 | 島田文紀 | 書記 | 竹浦千鶴 |
|------|------|----|------|----|------|

提出議案

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農地利用集積計画審議について

報告第3号 農地変換届

報告第4号 農地変換届

報告第5号 農地の賃借料情報の提供について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成28年 第3回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、9番森口委員、13番山下委員、15番粟谷委員の3名から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております5議案と報告3件を予定しております。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしく願いいたします。

会 長

本日は、平成28年 第3回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程の5議案と報告3件、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、19名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは、7番 寺本委員さんと 8番 中嶋委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議長 日程 2 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長。
議案第 4 号は、〇〇の〇〇氏が所有する農地を、同じく〇〇の〇〇氏が取得するものであります。
詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)
この申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 はい、議長

東委員 本案につきましては、22日の午前、木村委員と事務局同行のもと、現地を確認してまいりました。
申請地は譲受人〇〇氏の〇〇の向かいにありまして、獣用の柵で囲まれ、ネギの跡もありまして、畑として管理されております。
〇〇氏は〇〇の〇〇の〇〇でもあり農業に専念されておりますので、問題ないものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようございますので、議案第4号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議長　　日程3 議案第5号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議についてを議題とします。議案の内容について事務局から説明致します。

局長　　はい、議長。
議案第5号は、〇〇〇〇の〇〇氏が所有する農地を、同じく〇〇〇〇の〇〇氏が取得するものであります。詳細については、書記に説明させます。

書記　　はい、議長
(議案朗読)
この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員　　はい、議長

木村委員　　本案につきましても、22日の午前に確認してまいりました。
申請地は集落の住宅から上ったところにありまして、作付けはされていませんが、草刈りの手入れはされております。
申請者同士は近所で、〇〇氏が申請地を所有したいと話があったと、事務局より聞いておりまして、問題ないものと判断いたしました。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

中川委員 ○○氏は、近くに畑を持っているのか。

寺本委員 ほん近くに畑を作っている。

議 長 ではご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 4]

議 長 日程4 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議についてを議題とします。議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 はい、議長。
議案第6号の申請地は、○○○で計画されております○○○○○○○の一筆でありまして、詳細については、書記に説明させます。

書 記 はい、議長
(議案朗読)
申請地は、議案資料備考欄に記載のとおり、○○○
○が所有者より利用権設定にて借受けているものであります。所有者は○○○に在住で、以前より親戚関係の譲受人が管理し、水稻をされていたものを所有権移転するものであります。

この申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員 　　はい、議長

東委員 　　本案につきましても、22日の午前に確認してまいりました。

事務局が説明しました経緯もあり、問題ないものと判断いたしました。

議長 　　事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 　　農地の管理とは。

次長 　　所有者が変わります。以前より譲受人が管理されていたものを引き続き管理されるということです。

局長 　　〇〇〇〇〇〇で〇筆あるうちの〇筆。

中川委員 　　台帳地目の変更は。

局長 　　〇のまま。

次長 　　資料の現況地目の記載は、どんな目的で使うかという記載。

藤原委員 　　下限面積50aでは

次長 　　佐分利は40a

書記 　　法律では50aですが、おおい町は本郷50a、佐分利40a、大島・名田庄を30aに設定しています。

議長 　　ではご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 5]

議長　　日程5 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議についてを議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長　　はい、議長
議案第7号は、〇〇〇〇〇の〇〇氏が〇〇〇〇への〇〇〇を確保するため、同じく〇〇〇〇〇の〇〇氏と〇〇氏の農地を譲り受け転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

書記　　はい、議長
（議案朗読）
申請地2筆は、現状は雑種地となっておりまして、昭和〇〇年に〇〇〇〇〇のため両申請地の一部を提供した際の残地が埋め立てられたものでございまして、両名より始末書が提出されております。

この申請の許可基準は、申請地は、第2種農地（その他の農地）に該当します。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東委員　　はい、議長

東委員　　本案につきましても、22日の午前に確認してまいりました。

譲受人が〇〇を〇〇〇〇〇へは申請地2筆を通らなければなりません。

違反転用ではありますが、始末書も提出されておりますし、転用は問題ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第7号 農地
法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許
可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達
するものと決定します。

[日程 6]

議長 日程6 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条
第1項の規定による農地利用集積計画審議についてを議
題とします。この案件は、おおい町長から同意を求めら
れたものであります。

それでは、議案について事務局に説明させます。

局長 議案第8号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基
づく利用権を設定するものであります。

詳細については、書記に説明させます。

書記 はい、議長
(議案朗読)

認定農業者の〇〇氏が〇〇筆の田〇〇〇〇㎡を新規設
定で6年間の使用貸借権により借り受けるものと、〇〇
〇〇〇〇の〇〇〇氏が、自宅付近の〇〇〇の〇〇氏の農
地、現状は畑でございますが、〇〇〇〇㎡のうちの〇〇
㎡を10年間の使用貸借権により借り受けるものでござ
います。

〇〇〇氏は以前よりこの申請地を借りておりまして、
今後、〇〇〇〇を設置することもあり、利用権の設定を
申請されました。

この利用権設定の同意判断につきましては、いずれも、農地法第3条第2項各号には該当せず、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので農地委員さんからご報告願います。

東委員 　　はい、議長

東委員 　　本案につきましても、22日に確認してまいりました。
〇〇氏の申請地は管理されておりましたし、〇〇〇〇〇〇の申請地も、不形成な土地でしたが、草刈りの手入れがされておりますので問題ないものと判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問・意見なし)

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

[日程 7]

議長 　　日程7 報告第3号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局長 　　報告第3号は先月の第2回農業委員会にて利用権設定をご審議いただいた、〇〇〇〇〇での〇〇〇〇〇に係る

変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

東 委員 はい、議長

東 委員 本案の現地も22日に確認してまいりました。
先月の委員会でも、地元委員ということでご報告させていただいておりますが、この農地変換についても問題ないと思われま

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

[日程 8]

議 長 日程8 報告第4号 農地変換届について を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

局 長 報告第4号は〇〇の田2筆を畑にする変換届でございます。詳細は書記に説明させます。

書 記 (議案朗読)

申請地の東の農地は先月の平成28年第2回農業委員会にて農地変換届の報告をしたものであります。

〇〇氏の申請地は〇〇となっております。施工業者に確認しましたところ、今年の〇の収穫を終えてからの埋め立てになるということです。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

木村委員 はい、議長

木村委員 本案の現地も 2 2 日に確認してまいりました。
 両申請地とも、水はけが悪いとのことですが、変換後の
農地の管理も必要でありますので、今後も注視が必要であ
ると思われまます。

議 長 ご報告ありがとうございました。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告が
ございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

[日程 9]

議 長 それでは、日程 9 報告第 5 号 農地の賃借料情報につ
いて、を議題といたします。

中嶋農政委員長 はい、議長

農政委員長 本会議開催前、午後 3 時 3 0 分より、農政・農振・改良
専門委員会を開催いたしました。
 農地の賃借料情報について、事務局より詳細説明を受け、
協議しました結果、別紙にまとめりましたので朗読させて
いただきます。
(賃借料情報を朗読)

議 長 ただ今、中嶋農政委員長から報告がありましたが、この
案件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませ
んか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、農政員会から報告
のありました「農地の賃借料情報について」をおおい町農
業委員会名で公表することにいたします。公表の方法は、
町のホームページによることといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 農業新聞購読継続について
委員報酬の精算について

議 長 それではこれで、平成28年第3回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。